

川越市シンボルマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的として使用する場合を除き、何人もシンボルマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 川越市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき。
- (5) 特定の政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) その他その使用が著しく不適當であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてシンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめシンボルマーク使用申請書（新規）（様式第1号）又は埼玉縣市町村電子申請・届出サービスにより、必要な書類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用について承認をする。

3 市長は、第1項の申請を行った者に対し、承認をしたときはシンボルマーク使用承認書（新規）（様式第2号）を、承認をしなかったときはシンボルマーク使用不承認書（新規）（様式第3号）を交付するものとする。この場合において、埼玉縣市町村電子申請・届出サービスにより申請されたものについては、埼玉縣市町村電子申請・届出サービスにより申請を行った者に通知するものとする。

4 第1項の承認を受けることができるのは、次の者に限る。

- (1) 川越市内に住所を有する者

- (2) 川越市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 川越市内に存する学校に在学する者
- (4) 川越市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号のほか、特に市長が承認する者

(使用承認期間)

第4条 使用承認を受けたシンボルマークの使用期間は、当該使用申請日の属する年度から起算して翌年度の末日（使用申請日の翌年度の3月31日）を限度とする。

(更新)

第5条 使用承認を受けたシンボルマークを引き続き使用しようとする者は、使用承認期限が満了する日の1か月前までにシンボルマーク使用申請書（更新）（様式第4号）に必要な書類を添付して市長に提出し、満了日までにその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を行った者に対し、承認をしたときはシンボルマーク使用承認書（更新・変更）（様式第5号）を、承認をしなかったときはシンボルマーク使用不承認書（更新・変更）（様式第6号）を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、川越市シンボルマーク使用ガイドラインに定めたものとする。
- (2) 定められた形及び色を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) シンボルマークの使用に当たり、別記の表記（「使用例」参照）を付すこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 シンボルマークの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると市長が認めたときは、その写真等をもって代えることができる。

- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 当該使用承認の対象物件等について、市が品質や性能を保証している等の優良誤認表示をしないこと。
- (4) 営利を目的として使用する場合、決算期ごとにシンボルマーク使用商品等販売状況報告書（様式第 7 号）又は埼玉縣市町村電子申請・届出サービスにより、市長にその状況を報告すること。
- (5) 商品販売以外の営利目的による利用を目的として使用する場合、掲載後にシンボルマーク使用実績報告書（様式第 8 号）又は埼玉縣市町村電子申請・届出サービスにより、市長にその状況を報告すること。

（承認内容の変更）

第 7 条 シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容のうち次に掲げる項目を変更しようとするときは、あらかじめ、シンボルマーク使用申請書（変更）（様式第 9 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用対象物件
- (2) 使用目的及び使用方法（使用商品の追加及び削除を含む）
- (3) 使用期間

2 市長は、前項の規定による申請を行ったものに対し、承認をしたときはシンボルマーク使用承認書（更新・変更）（様式第 5 号）を、承認をしなかったときはシンボルマーク使用不承認書（更新・変更）（様式第 6 号）を交付するものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条の事項を遵守しなければならない。

（権利設定の禁止）

第 8 条 シンボルマークを使用する者は、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）による商標登録、意匠法（昭和 34 年法律 125 号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第 9 条 シンボルマークの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第10条 シンボルマークを使用している者が、第6条第1項に規定する事項を遵守しなかったとき又は違反したときは、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、シンボルマークを使用している者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 シンボルマークの使用承認を受けた者が、第6条第1項及び第2項に規定する事項を遵守しなかったとき又は違反したときは、市長はシンボルマーク使用承認取消通知書（様式第10号）を交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前項の場合において、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に改正前の川越市シンボルマーク使用規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項の規定による申請がされた場合における旧規程に規定する使用承認については、なお従前の例による。

別記 使用例



川越市シンボルマーク